様式第一の記載要領第四号の表次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却の項を削り、同表特定都市再生建築物等の割増償却の項を次のように改める。

特定都市再生建築物等の割増償却	第47条の２第１項（償却費）（同条第３項第１号）	00466	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第47条の２第３項第１号）	00467	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第47条の２第１項、平成31年旧措置法第47条の２第１項、平成27年旧措置法第47条の２第１項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成25年旧措置法」という。）第47条の２第１項（償却費）（第47条の２第３項第２号、平成31年旧措置法第47条の２第３項第１号ロ、平成27年旧措置法第47条の２第３項第２号ロ又は平成25年旧措置法第47条の２第３項第２号）	00469	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第47条の２第３項第２号、平成31年旧措置法第47条の２第３項第１号ロ、平成27年旧措置法第47条の２第３項第２号ロ又は平成25年旧措置法第47条の２第３項第２号）	00470	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	平成31年旧措置法第47条の２第１項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成29年旧措置法」という。）第47条の２第１項又は平成27年旧措置法第47条の２第１項（償却費）（平成31年旧措置法第47条の２第３項第２号、平成29年旧措置法第47条の２第３項第３号又は平成27年旧措置法第47条の２第３項第４号）	00478	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成31年旧措置法第47条の２第３項第２号、平成29年旧措置法第47条の２第３項第３号又は平成27年旧措置法第47条の２第３項第４号）	00479	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表新事業開拓事業者投資損失準備金の項中「第55条の２第１項」を「平成31年旧措置法第55条の２第１項」に改め、同表金属鉱業等鉱害防止準備金の項中「第55条の５第１項」を「第55条の２第１項」に、「別表十二（四）「11」」を「別表十二（三）「11」」に改め、同表特定災害防止準備金の項中「別表十二（六）「10」」を「別表十二（五）「10」」に改め、同表原子力発電施設解体準備金の項中「別表十二（八）「23」」を「別表十二（七）「23」」に改め、同表特定原子力施設炉心等除去準備金の項中「別表十二（九）「９」」を「別表十二（八）「９」」に改め、同表保険会社等の異常危険準備金の項及び原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の項中「別表十二（十）「７」」を「別表十二（九）「７」」に改め、同表関西国際空港用地整備準備金の項中「別表十二（十一）「15」」を「別表十二（十）「15」」に改め、同表中部国際空港整備準備金の項中「別表十二（十二）「10」」を「別表十二（十一）「10」」に改め、同表特定船舶に係る特別修繕準備金の項中「別表十二（十三）「９」」を「別表十二（十二）「９」」に改め、同表中小企業等の貸倒引当金の特例の項中「第57条の９第３項」を「平成31年旧措置法第57条の９第３項」に改め、同表農業経営基盤強化準備金の項中「別表十二（十四）「10」」を「別表十二（十三）「10」」に改め、同表農用地等を取得した場合の課税の特例の項中「別表十二（十四）「43の計」」を「別表十二（十三）「43の計」」に改め、同表認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例の項中「又は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号。以下この表において「特定非営利活動促進法一部改正法」という。）附則第９条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の２第２項」「又は特定非営利活動促進法一部改正法附則第10条第４項に規定する旧認定特定非営利活動法人（以下この表において「旧認定特定非営利活動法人」という。）」及び「又は旧認定特定非営利活動法人」を削り、同表特定の医療法人の法人税率の特例の項中「別表一（三）「30」」を「別表一「１」」に改め、同第五号中「別表一（一）から別表一（三）まで」を「別表一」に、「別表一等各表」を「別表一等」に、「、別表一等各表」を「、別表一等」に改め、「代え、」の次に「特例別表（」を加え、「別表一等各表の書式によった」を「別表一等をいう。以下この号において同じ。）の書式によった」に、「規定する別表一等各表」を「規定する別表一等」に、「当該記載欄を付記した別表一等各表」を「特例別表」に改める。

様式第十一の表中「自平成　年　月　日　至平成　年　月　日　連結事業年度分の適用額明細書」を「自　年　月　日　至　年　月　日　連結事業年度分の適用額明細書」に改め、同様式の記載要領第三号中「別表一の二（一）「１」の欄、別表一の二（二）「１」の欄又は別表一の二（三）「１」」を「別表一の二「１」」に改め、同第四号の表中小企業者等である連結法人の法人税率の特例の項中

10369	法規別表一の二（一）「31」の欄の金額
10370	法規別表一の二（二）「29」の欄の金額
10371	法規別表一の二（三）「28」の欄の金額
10372	法規別表一の二（二）「25」の欄の金額

を

10369	法規別表一の二額
10370	
10371	
10372	